

# 確定申告・住民税申告について(税務課よりお知らせ)

平成 30 年 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木)まで、所得税又は住民税の確定申告が始まります。

## ■西原村の申告相談会

会場	期間	受付時間
西原村役場 2階大会議室	2月16日(金)～3月15日(木)	午前8時30分～午前11時 午後1時～午後4時

※「確定申告地区日程表」等詳細については、広報西原2月号でお知らせします。

## ◆税務署が開設する西原村での「熊本地震による被災者向け申告相談会」のご案内

熊本地震により被災された方々の税務申告に関する相談会

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
西原村役場 2階大会議室	2月1日(木)・2月2日(金) 2月9日(金) 2月13日(火)・2月14日(水) ※ <b>雑損控除計算書作成会、 住宅借入金等特別控除申告書作成会</b> 午前9時～午後4時	096-279-4395 (役場税務課直通)  阿蘇税務署(代表) 0967-22-0551 ※自動音声案内「2」
	3月8日(木)・3月9日(金) 3月12日(月)～3月14日(水) 午前9時～午後4時	

■熊本地震により住宅や家財等に被害を受け、平成28年分の所得税又は住民税の申告において、**雑損控除**を受けられる方で、

◆まだ平成28年分の雑損控除の申告をお済みでない方

◆既に雑損控除を受けられた方で、平成29年中(H29.1.1～H29.12.31)に被災された住宅等の**修繕費・取壊し費・除去費等を支出(災害関連支出)**された方

上記の方は、所得税や住民税の軽減等の措置を受けられる場合があります。この方々を対象とした、**雑損控除計算書の作成会**、並びに、◆**新築住宅等の住宅借入金等特別控除適用者の方**を対象とした**申告書作成会**を上記日程のとおり2月1日・2日・9日・13日・14日に西原村役場で行います。損失の計算に必要な書類及び確定申告に必要な書類等を持参のうえお越してください。

【主な必要書類】

雑損控除申告	初めての方	被害を受けた住宅・家財等の取得価格が分かる書類、修繕費・取壊し費等の領収書、固定資産課税台帳(名寄帳)、保険金・補助金等あればその補填金額を証する書類、り災証明書、平成28年分確定申告書控など
	H29年中に災害関連支出をされた方	平成28年分の申告書(損失申告用)第四表(控)、平成28年分の雑損控除額の計算書(損失額の計算書)(控)、修繕費・取壊し費・除去費等の領収書、保険金・補助金等あればその補填金額を証する書類など
住宅ローン控除申告	年末残高証明書(金融機関発行)、登記事項証明書(法務局発行)、工事請負契約書写し、売買契約書写し、利子助成金等あればその金額を証する書類など	

[共通書類]：給与所得者の場合は源泉徴収票(原本)、マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード(個人番号確認書類)と運転免許証(被保険者証等)

※ 昨年、熊本地震による雑損控除を受けられた方で、平成28年分の所得金額から**控除しきれなかった金額(翌年以後に繰り越される雑損失額)**がある方は、所得税又は住民税の申告をすることによって平成29年分の所得金額から控除することができます。申告の際は繰越し額が分かる昨年の申告書の控え「平成28年分の申告書(損失申告用)第四表(控)」、「平成28年分の雑損控除額の計算書(損失額の計算書)(控)」が必要です。

## ◆南九州税理士会による「熊本地震による被災者向け無料税務相談会」

熊本地震により被災された方々の税務申告に関する相談をはじめ、雑損控除計算書作成会を開催します。是非ご利用ください。

申告相談会場	期日	受付時間
山河の館 2階大研修室 (西原村役場西隣り)	2月25日(日曜日)	午前10時～午後4時

■確定申告書等にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。個人番号を記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。